

販売代理店契約書

_____（以下「甲」という）と株式会社ディライト（以下「乙」という）は、乙のオンラインサロン事業販売取引に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

相互の信頼関係の保持と相互利益のために、乙は甲に対し本契約に定める条件に従い、甲が乙のオンラインサロン事業を販売する非独占的権利を許諾する。

第2条（事前確認）

甲および乙は、本契約を締結するにあたり事前に次のことを確認した。

1. 甲および乙は、それぞれ独立した事業者であること。
2. 乙は、甲が本契約の意思決定に必要な情報を開示し、説明を行ったこと。
3. 甲から乙へ、甲の会社概要または個人情報等の資料提出があったこと。

第3条（著作権および商標等の表示）

甲はオンラインサロン事業の販売活動、広報宣伝活動を行う場合は乙の定めるところに従い、乙の著作権表示および商標表示を行うものとする。

第4条（販売許諾）

1. 甲は、本契約に定める乙のオンラインサロン事業の中で、
 - (1). 乙が制作した動画の閲覧
 - (2). 乙が主催の医師薬剤師セミナーへの参加
 - (3). 乙からマーケティングノウハウを学べること
 - (4). 乙から Facebook グループ運営方法を学べること

以上各号の商品（サービス含む）を第三者に販売することができる。ただし、甲が販売した第三者への、乙がオンライン上に用意する「質問フォーム」や「専用 Facebook サロン」等を通じての質問対応および食事指導は、甲自身で行うものとする。

2. 新製品、追加提供商品については、その都度、甲乙間で協議の上、その取り扱いを定めるものとする。

第5条（取扱商品および価格）

乙が甲に提供するオンラインサロン事業および乙から甲への引渡し価格（仕切り価格）は、別紙に定めるものとする。乙は別紙に定めるオンラインサロン事業の価格およびその他条件を変更する場合、変更する1ヶ月前に書面により甲に通知するものとする。

第6条（支払方法）

1. 甲は、乙に対し、別紙記載の利用ユーザー価格（腸活エキスパート）月額11,000円（税込）を毎月支払うものとする。ただし、12ヶ月間継続の義務を負う。
2. 甲は、乙が運営するオンラインサロンへの、甲からの紹介者がいる場合、サービスを継続している紹介人数に応じて、別紙記載の代理店フィーバックを受け取ることができる。

3. 乙は、甲の紹介者の代金の支払いが完了した翌月末日まで、別紙記載の代理店フィーバックを、甲の指定する銀行預金口座に振り込んで支払うものとする。振込みやその他手数料は甲の負担とする。
4. 甲が、乙の運営するオンラインサロンへ紹介した者の中で、退会・休会した者は、本条に記載されている紹介人数に含めない。

第7条（販売・技術支援）

乙は、オンラインサロン事業紹介コンテンツ、オンラインサロン事業情報、その他を乙が必要と認めた場合、無償で甲に提供するものとする。

第8条（納入）

1. 乙は、甲からサービス利用顧客情報を受けた場合、即日オンラインサロン事業の申込フォームを提供し納入するものとする。甲は、利用ユーザーに対し「オンライン申し込みフォーム」に必要事項の入力方法を説明する。
2. 利用ユーザーが申し込む際、アフィリエイトタグの変更や記入漏れがある場合は紹介者として認定することができない。

第9条（機密保持）

1. 甲および乙は、本契約によって入手した相手方の機密について守秘義務を負うものとする。
2. 甲および乙は、本契約によって入手した相手方の機密について管理し、本契約の有効期間中、および本契約終了後3年間は、第三者に開示してはならないものとする。ただし、既に公知公用のもの、本契約以前に知得していたもの、甲が独自に開発したことを証明できるものについては、この限りではない。

第10条（契約期間）

本契約の契約期間は契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれか一方、または双方より契約解除の申し入れのない場合には、本契約はさらに1ヶ月ごとに自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

第12条（譲渡）

甲および乙は、事前の書面による相手方の承諾がない限り、本契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

第13条（クーリング・オフ）

1. 甲は、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面により無条件で契約の解除を行うこと（以下クーリング・オフという）ができ、その効果は書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生する。

この場合、

- (1). 損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはない。
 - (2). 乙が書面の確認ができ次第、甲は、速やかに支払済みの代金の返還を受けることができる。
2. 甲は、不実の告知により誤認し、あるいは威迫により困惑し、クーリング・オフの行使を妨げられ、クーリング・オフができなかった場合、それら事実が解消したときから8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができる。
 3. 無店舗・個人での契約が対象となり、法人名義での契約はクーリング・オフの対象とはならない。

第14条（契約解除）

1. 甲または乙が以下の各号の行為をしたとき、相手方に書面にてその行為の中止、または是正を求める事ができる。書面による催告を受領した日より、15日を経過しても行為を改めない場合、本契約を解除する事ができる。
 - (1). 虚偽の報告を行ったとき。
 - (2). その他本契約に違反し、本契約に定める義務を履行しないとき。
2. 甲および乙は、相手方が以下の各号の一つ以上に該当した場合、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1). 他から差し押さえ、仮差し押さえ、競売処分、破産、民事再生、特別清算、会社更生手続きの開始または申し立てを受けたとき。
 - (2). 自ら破産、民事再生、会社更生の適用申請を行ったとき。
 - (3). 支払停止、支払不能になったとき。
 - (4). 手形または小切手が不渡りとなったとき。
 - (5). 乙の信用を著しく毀損しまたは毀損するおそれがあるとき。
 - (6). 法人解散、営業の廃止、合併または営業権に影響のある株式構成の変化、著しい組織変更等により相手方に本契約を存続することが、適当でないと思われるとき。

第15条（契約終了後の処理）

1. 本契約が終了した場合は、甲は乙に対する一切の債務を直ちに履行するとともに、甲は乙から貸与されたすべての物やコンテンツを返却するものとする。契約終了後は過去を含め、すべての動画コンテンツや提供するサービスを受け取ることはできないものとする。
2. 本契約が終了した場合は、甲は別紙記載の代理店フィードバックの全てを、契約終了日の翌日より受け取れなくなる。

第16条（損害賠償）

甲または乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合、損害賠償を請求できるものとする。ただし、天災地変、暴動、労働争議、行政処置、その他合理的支配を超えた原因による損害は含まれないものとする。

第17条（違約金）

甲は、別紙に定める「腸活エキスパート：一ヶ月11,000円(税込)最低利用継続期間12ヶ月」という記載につき、契約締結後12ヶ月継続の義務を負うが、甲が12ヶ月以内に契約を解除する場合、契約締結から12ヶ月継続していた場合に発生する月額利用料金（金 11,000 円 税込）に、本来利用継続義務がある残りの月数を乗じた金額を支払うものとする。また、本条による定めは、第14条による契約解除の場合も適用される。

第18条（効力）

本契約が終了後も第9条、第12条および第15条は有効に存続するものとする。

第19条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（協 議）

本契約に定めのない事項，および甲乙間に疑義の生じた事項については，その都度甲乙で協議して円満に解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を2通作成し，甲乙各記名押印の上，各自1通を保有する。

第21条（返 金）

甲が獲得した腸活エキスパートユーザー、腸活トランスフォームユーザーが何らかの理由で協議の上返金処理になった場合、返金期間に乙が甲に支払ったフィードバックの費用を返金する。その際の振込手数料は甲が負担する。

2020年 月 日

（乙）株式会社ディライト 代表取締役 塩澤 宝 ⑩

住所：宮城県名取市手倉田字八幡 495 番地の 3 ロイヤルシャトー名取駅西 201 号

（甲） _____ ⑩

住所： _____

1. 提供オンラインサロン事業

- ・腸活トランスフォーム
- ・腸活エキスパート

*その他製品については、必要に応じ協議の上、決定するものとする。

2. 利用ユーザー価格

腸活トランスフォーム：一ヶ月11,000円(税込)最低利用継続期間3ヶ月

腸活エキスパート：一ヶ月11,000円(税込)最低利用継続期間12ヶ月

3. 代理店フィーバック価格

腸活トランスフォーム：一ヶ月1名当たり5,000円(税込)

腸活エキスパート：一ヶ月1名当たり5,000円(税込)

(1) フィーバック条件

甲が紹介したオンラインサロン入会者数が1名より受け取れます。

甲が紹介したオンラインサロン入会者が、サービスを継続する限り受け取ることができますが、その入会者が退会・休会した際は、その入会者に関してのフィーバックは受け取ることができなくなります。

また、甲が乙の腸活エキスパートサービスを退会した場合は、甲は退会日の翌日よりフィーバックの全てを受け取ることができなくなります。

(2) 代理店義務

甲は、独自に集客したユーザーをオンラインサロンに入会促進し、紹介した入会者が継続できるようにしっかりとサポートすること。

オンラインサロン全体としてポジティブな対応を行い、活性化に努めること。

上記義務違反があった場合、協議し、15日間経過しても是正されない場合は契約終了処分とする。

(3) 振込手数料

1回の振込の際にかかる費用として500円を甲が負担する。

以上